

# ひとり親家庭へのサポート



## ひとり親家庭に対する援助サービス

問合先の(★)は区役所3階子ども総合窓口内にあります。  
受付時間は、特に記載のないものは、月～金曜日(祝日、12/29～1/3除く)午前8時30分～午後5時



### ひとり親家庭のしおり

様々なご相談の窓口やひとり親家庭の皆様を対象とした事業をまとめた「ひとり親家庭のしおり」を発行しています。

### 子育て家庭ホームヘルプサービス 問 子育てサービス係(★) ☎3228-5612

保護者やお子さんの病気などで家事や育児にお困りの区内在住のひとり親家庭にホームヘルパーを派遣します。

- 【対象】小学生以下のお子さんのいる家庭  
【利用時間】午前7時～午後10時 1日2時間以上11時間まで  
※ 利用要件により、1日4時間を限度とする場合有  
【利用料金】0～1,250円/時間(所得に応じて)  
【受付】事前登録必要 郵送・子ども総合窓口

### 母子生活支援施設 問 子ども・子育て支援係(★) ☎3228-8723

様々な解決困難な課題を抱えている18歳未満のお子さんを養育している母子世帯に自立に向けた様々な支援を行っています。

- 【対象】0歳～18歳のお子さんのいる家庭  
【利用料金】0～95,600円/月(所得に応じて)  
【受付】子ども・子育て支援係

## ひとり親家庭等への給付等

### 児童育成手当(育成手当) 問 児童手当係(★) ☎3228-8952

次のいずれかにあてはまる出生から18歳到達の年度末までの児童を扶養している父または母、あるいは養育者が受給できます。所得制限のほか一定の要件に該当する人は受給できない場合もあります。

- 【対象】
- ① 父母が離婚した児童
  - ② 父または母が死亡した児童
  - ③ 父または母が重度の障害を有する児童
  - ④ 父または母が生死不明の児童
  - ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童
  - ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
  - ⑦ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
  - ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童

### 児童扶養手当 問 児童手当係(★) ☎3228-8952

次のいずれかにあてはまる出生から18歳到達の年度末までの児童(法令の定める程度の障害のある児童の場合は20歳未満)を扶養している父または母、あるいは養育者が受給できます。所得制限のほか一定の要件に該当する人は受給できない場合もあります。

- 【対象】
- ① 父母が離婚した児童
  - ② 父または母が死亡した児童
  - ③ 父または母が重度の障害を有する児童
  - ④ 父または母が生死不明の児童
  - ⑤ 父または母に1年以上遺棄されている児童
  - ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
  - ⑦ 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
  - ⑧ 婚姻によらないで生まれた児童

### 実質ひとり親家庭への子育て支援給付金 問 児童手当係(★) ☎3228-8952

離婚調停または離婚訴訟(裁判)中で離婚成立前から実質的にひとり親家庭となった家庭に対し、原則離婚成立が要件となる児童扶養手当の申請ができない間、金銭給付を行う制度です。

- 【対象】日本国内に住所があり、出生から18歳到達の年度末までの児童を扶養する中野区に住所がある離婚調停または離婚訴訟(裁判)中の父または母  
【制限等】配偶者、実父母、義父母のいずれかの方と同居している場合は対象外です。所得制限のほか一定の要件に該当しているかなど、事前の相談及び申請が必要です。  
【支給額】児童1人につき100,000円/原則1回限り

### 母子家庭等自立支援教育訓練給付金 問 子ども・子育て支援係(★) ☎3228-8723

ひとり親家庭の母または父が就業につながる能力開発のために、教育訓練指定講座を受講した場合に教育訓練給付金(上限・下限があります)を支給します。

- 【対象】区内に住所を有する20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の母または父で①～③のすべてに該当する方。
- ① 母子・父子自立支援プログラムの策定等の支援を受けている方
  - ② 適職に就くために必要であると認められる方
  - ③ 過去に本事業を利用していない方

対象となる講座や資格が決まっています。ご希望の講座や資格が対象となるか、また支給要件に該当しているかなど、事前の相談及び申請が必要です。

## 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等給付 問 子ども・子育て支援係(★) ☎3228-8723

ひとり親家庭の母または父が就業につながる有利な資格を取得するために、養成機関において、修業をする場合に、高等職業訓練促進給付金等を支給(支給期間の上限4年)します。

- 【対象】区内に住所を有する20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の母または父で、次の①～⑤のすべてに該当する方。
- ①児童扶養手当受給者及び同様の所得水準の方(当該要件を満たさないこととなった日から1年を越えない日までの間にある者も含む。)
  - ②養成機関において修業年限6ヶ月以上の一定の課程を修業し、資格の取得が見込まれる方
  - ③就業または育児との両立が困難であると認められる方
  - ④過去に本事業を利用していない方
  - ⑤訓練、生活支援給付金等、訓練促進費と趣旨を同じくする給付を受けていない方

ご希望の講座や資格が対象となるか、また支給要件に該当しているかなど、事前の相談及び申請が必要です。

## ひとり親家庭等医療費助成 問 子ども医療助成係(★) ☎3228-5623

18歳に達する日以後最初の3月31日まで(一定の障害のある方は20歳未満)のひとり親家庭(離婚、死亡など)、または父か母に重度の障害がある家庭の児童とその児童を扶養している父または母あるいは養育者で、所得基準額等の基準を満たす家庭の方に保険診療の自己負担分(一部負担金及び入院時食事療養標準負担額または生活療養標準負担額を除く)を助成する制度です。(所得制限あり)

## 東京都母子及び父子福祉資金 問 自立支援係 ☎3228-5637

都内に6か月以上居住し、20歳未満の子を扶養している母子家庭の母、または父子家庭の父等を対象に、経済的に自立し安定した生活を送るために必要な資金の貸付相談を行っています。

## 養育費に関する公正証書等作成費用の補助 問 子ども・子育て支援係(★) ☎3228-8723

養育費の取決めに関する公正証書の作成手数料や調停及び裁判に係る費用(収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代等)の補助を行っています。

## 養育費の取決めに関する裁判外手続(ADR)の利用費用の補助 問 子ども・子育て支援係(★) ☎3228-8723

養育費の取決めに関する裁判外手続(ADR)の申込み料及び依頼料に相当する費用、1回目の調停期日の費用の補助を行っています。

## 生活援助

### 生活福祉資金 問 社会福祉協議会 あんしん生活支援課 ☎5380-5775

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする制度です。具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行います。  
【相談受付】月～金曜日 午前9時～午後5時(第3月曜日、祝日、年末年始除く)

### 生活保護 問 生活相談係/4階 ☎3228-8927

傷病や失業などで収入が途絶えたり、預貯金等の資産を活用しても収入等が基準に満たない世帯に、法で定められた最低限度の生活を保障します。

## 住宅

### 住み替え住宅の情報提供 問 住宅政策係/9階 ☎3228-5564

区内の他の民間賃貸住宅への転居を必要とする高齢者、障害者、ひとり親世帯等の方に、不動産業者の協力を得て住み替え住宅の情報提供を行っています。

### ひとり親家庭住宅支援補助金交付事業 問 子ども・子育て支援係 ☎3228-8723(★)

区内転居を考えているひとり親家庭の方のご相談や、区内転居をした際にかかった引越費用や初期費用等について補助金を支給しています。物件を探す前に事前相談が必要です。

## 交通機関の割引

### 都営交通無料乗車券

シルバーパス所持者を除き、次のいずれかにあてはまる方に、都営バス、都電、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーについて無料乗車券を交付します。(⑧の申請先は以下の問合先です。)

- ①身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方
  - ②戦傷病者手帳をお持ちの方
  - ③被爆者健康手帳と厚生労働大臣の認定書または健康管理手当証書をお持ちの方
  - ④生活保護受給世帯員
  - ⑤児童扶養手当受給世帯員
  - ⑥被救護者
  - ⑦中国残留邦人等(本人または配偶者)
  - ⑧精神障害者保健福祉手帳所持者
- ※④⑤は世帯で1人のみ

【問合先】 ①～⑦の方 障害福祉相談窓口(区役所3階) ☎3228-8956  
 中部すこやか障害者相談支援事業所 ☎3367-7810  
 北部すこやか障害者相談支援事業所 ☎5942-5800  
 南部すこやか障害者相談支援事業所 ☎5340-7888  
 鷺宮すこやか障害者相談支援事業所 各地域事務所(P.80) ☎6265-5770  
 ⑧の方 23区内の都電・都バス・都営地下鉄・日暮里・舎人ライナーの定期券発売所